

公益社団法人日本看護協会
総務部 御中

平素より、看護行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
厚生労働省医政局看護課の松井です。

本日は標題のフリーランス法の説明会開催等について情報提供としてご連絡致しました。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。）は令和6年11月1日に施行され、まもなく施行から1年を迎えます。

貴団体におかれましては、これまで、本法に関する周知啓発に関して御協力を賜ってきたところですが、改めて本法の周知徹底のため、下記について、貴団体の御理解と御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<フリーランス・事業者間取引適正化等法の説明会開催について>

今般、厚生労働省では、本法についてより理解を深めていただくため、下記のとおり、発注事業者及びフリーランス双方を対象としたオンライン説明会を公正取引委員会と合同で開催します。

【説明会概要】※全回、説明会の内容は同様になります。

（1）開催日時（いずれも厚生労働省との合同開催・オンライン開催）

- ・令和7年10月29日（水）13：30～16：00
- ・令和7年11月5日（水）13：30～16：00
- ・令和7年11月19日（水）13：30～16：00

（2）申込方法等

下記リンク先の申込フォームからお申込みいただけます。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

<<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>>（公正取引委員会ウェブサイト）

より多くの方にフリーランス法説明会に御参加いただきたく、貴団体におかれましては、会員事業者に対するフリーランス法説明会開催案内の周知に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



<新設ページ「フリーランス・事業者間取引適正化等法施行から間もなく1年を迎えます！」の近日公開について>

前述のとおり、本法がまもなく施行から1年を迎えることから、当省HPにおいて新設ページ「フリーランス・事業者間取引適正化等法施行から間もなく1年を迎えます！」を近日公開いたします。当該ページでは、当省所管である就業環境の整備関係のうち、特に違反の多い内容に絞った解説や指導等の事例、本法に関する相談先等をまとめております。会員事業者にご案内いただき、御活用いただけますと幸いです。

【新設ページ】

※公開後、下記URL先の「お知らせ」欄からアクセス可能になります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html> (厚生労働省ウェブサイト)

また、フリーランスと発注者等の取引上のトラブルなどについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)を設置していますので、併せて御活用ください。

【フリーランス・トラブル110番】

0120-532-110 (通話無料/受付時間9:30~16:30(土日祝日を除く))

<https://freelance110.mhlw.go.jp/> <<https://freelance110.mhlw.go.jp/>>